

在学3年以上4年未満で修了のために博士論文を提出できる者の取扱いについて（申合せ）

（平成7年7月6日研究科教授会承認）

（平成29年6月22日研究科教授会一部改正承認）

大阪大学大学院学則第15条第6項ただし書きに定める優れた研究業績を上げた者として修了を認めるにあたり、博士論文を提出することができる者は、次の取扱いによるものとする。

なお、大阪大学大学院歯学研究科規程第7条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間が3年未満で博士論文を提出することができる者についても準用する。

1. 申請資格

博士論文は、**Impact Factor** を有する英文雑誌に筆頭著者あるいはそれと同等の著者として、原則として原著論文として、掲載または受理されている研究内容に基づいたものでなければならない。

2. 申請方法

申請は、当該大学院生の指導教員が研究科長に行うものとし、提出書類は、次のとおりとする。

① 申請書

② 当該大学院生に係る次の書類

イ 履歴書

ロ 成績証明書

ハ 研究業績目録

ニ **Impact Factor** を有する英文雑誌に掲載された論文別刷（論文別刷が提出できない者は、論文原稿の写と掲載証明書又は論文が受理されたことを示す文書）

③ その他審査の参考となる資料

3. 審査方法

（1）研究科長は、前項の申請が適当なものと認めた場合にあつては、大学院歯学研究科教務委員長に審査を付託するものとする。

（2）審査は、大学院歯学研究科教務委員会が行う。

（3）審査の方法は、書類審査によるものとする。

（4）審査には、原則として当該審査に係る専門分野の教員（他大学及び他研究科の教員を含む。）を加えるものとする。

（5）審査には、指導教員を出席させるものとする。

（6）審査結果については、大学院歯学研究科教務委員会委員長から研究科長に報告するものとする。

4. 認定

（1）審査の結果、優れた研究業績を上げた者と判定された者については、研究科長は研究科教授会に付議するものとする。

- (2) 研究科教授会において優れた研究業績を上げた者と認められた者（構成員の3分の2以上の出席の上、出席者の3分の2以上の同意があった場合）については、研究発表会を経て博士論文を提出することができる。